

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指し行わなければならない。

2. いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。いじめの問題への取組の重要性について認識し、地域、家庭と一体となって取組を推進する。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施、子どものSOS相談窓口を集約して周知する等、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域や家庭と連携して生徒を見守る。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。

このため、教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解し、学校における組織的な対応が可能となる体制を整備する。

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携を図る。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会においていじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)と連携を図る。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」という。)を活用して行う。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめ防止等の対策のための組織(学校いじめ対策組織)

学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むため、中核となる「いじめ対策委員会」を常設の組織として設置・運営する。

構 成 員	校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、学級担任、教科担任、養護教諭、教育相談担当教員、特別支援コーディネーター、部活動指導に関わる教職員、学校医等 ※必要性に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加える。
主 な	①学校いじめ防止基本方針に基づく取組(年間計画「学校いじめ防止プログラム」)の作成とRPDCAサイクルでの検証。

役割	<p>②いじめのささいな情報・兆候の早期共有、一元的な記録・管理。いじめ事案発生時の事実関係の把握、指導・支援方針の決定、教育委員会や保護者への報告・連絡調整。</p> <p>③教職員の日常的なつながりやお互いに支え合う「同僚性」の向上を図り、学級担任制の垣根を超えた対応を推進する。</p>
----	--

5 教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の心の通う対人関係・好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報や秘密の厳守を徹底し、「教職員に相談すれば必ず自分を助けてくれる、守り通してくれる」という安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的なアンケート調査、個人面談、定期的な教育相談を年間計画に適切に位置付け、生徒や保護者が日頃から相談しやすい雰囲気や体制を整える。
- (4) 相談内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

6 いじめの防止に向けた取組

- (1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童生徒が、円滑に他の生徒と心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、自分がしたことを感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている、誰かの役に立っている、みんなから認められていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることで、自分は大切な存在である、自らは価値のある存在であると認め、自他ともに受け入れることができる自己肯定感が高められるように努める。
- (3) 生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (4) 「いじめ防止子ども委員会」の活動を通して、生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組み、いじめのないより良い学校づくりをしようとする積極的な態度と実践力を養う。
- (5) いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスに適切に対処できる力を育てる。
- (6) 被災時には、誰もがひっ迫した状態になり、人権感覚が薄れる状況に陥りやすい。生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。

(7)スマートフォン等の正しい利用方法やインターネットの危険性について理解させる「スマホ・ネット安全教室」の実施し、生徒の情報モラル教育の充実を図るとともに、ネットパトロール等との連携により、インターネットを通じて行われるいじめに対処する取組を進める。保護者に対しても、インターネット上の書き込みやSNSのトーク等がいじめの温床となる危険性があることやフィルタリングの利用促進等について、広報や啓発に取り組む。

7 学校におけるいじめの早期発見

(1)日頃から、生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い情報を共有する。

(2)年度当初に適切に計画を立てた定期的なアンケート調査、個人面談、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃らいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、生徒からの相談に対しては、迅速に対応する。

(3)生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談担当窓口や相談室等の利用について広く周知する。いじめの情報が寄せられたときは、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し組織的な対応をとる。

8 学校におけるいじめに対する措置

(1)いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

(2)いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。

(3)いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、当該生徒の安心・安全に配慮するとともに健全な人格の発達を促すため、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ指導を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。また、保護者に対しては、正確に情報を伝えて理解を得るよう努力する。

(4)生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5)いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為(触法行為を含む)に該当するか否かを学校が判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。なお、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

9 重大事態への対処

(1)重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに阿波市教育委員会に報告する。

※重大事態とは、いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2)重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

(3)いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

10 取組の評価

(1)学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。加えて、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、結果を踏まえてその改善に取り組む。

(2)いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常からの児童生徒の理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。